

平成九年厚生省・通商産業省・運輸省令第四号

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に
関する省令
工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五
号第五十七条、第五十八条第一項（同法第六十
五号第二項において準用する場合を含む。）及び
第六十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を
実施するため、工業標準化法に基づく認定試験事
業者等に関する省令を次のようく定める。

（登録の区分）

**第一条 産業標準化法（昭和二十四年法律第八
十五号。以下「法」という。）第五十七条第一
項の主務省令で定める試験方法の区分は、鉱工
業品（法第二条第一項第一号の鉱工業品をい
う。以下同じ。）又は電磁的記録（法第二条第
一項第六号の電磁的記録をいう。以下同じ。）
に係る日本産業規格に規定する試験方法とす
る。ただし、二以上の試験方法であつて、重要
な部分において異ならないもの（主務大臣が經
済産業大臣である場合にあつては、告示で定め
るものに限る。）は、一区分として扱うものと
する。**

（登録の申請）

第二条 法第五十七条第一項の登録の申請をしよ
うとする者は、様式第一による申請書に次の書
類を添えて、主務大臣（法第七十二条第三項及
び第四項の規定により経済産業大臣が主務大臣
となる場合にあつては、独立行政法人製品評価
技術基盤機構（以下「機構」という。）次項、
次条及び第六条から第九条までにおいて同じ。）
に提出しなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二 事項を記載した書類
イ 製品試験（法第三十条第三項の製品試験
をいう。以下同じ。）又は電磁的記録試験
（法第三十二条第四項の電磁的記録試験を
いう。以下同じ。）（以下「製品試験等」と
いいう。）の事業の概要及び業務の実績
ロ 製品試験等の事業以外の事業を行ってい
る場合は、当該事業の種類及び概要並びに
ハ 装置の数、性能 所在の場所及びその所
有又は借り入れの別

二 製品試験等の事業を行う施設の概要
本 製品試験等の事業を行う組織に関する事
項

へ 製品試験等の事業の実施の方法に関する
事項

ト 製品試験等の事業に従事する者の氏名及
び当該者が製品試験等の事業又はこれに類
似する事業に従事した経験を有する場合
は、その実績

チ 電磁的記録試験の登録を受けようとする
場合にあつては、登録を受けようとする第
一条の区分において試験を実施する能力を
有することを証する書類

ト 登録試験事業者は、前項第一号（イを除く。）
に掲げる事項に変更があつた場合は、その旨を
主務大臣に届け出なければならない。

（登録証の交付）

第三条 主務大臣は、法第五十七条第一項の登録
をしたときは、当該登録をした試験所に係る試
験事業者に、同条第三項各号に掲げる事項を記
載した登録証を交付するものとする。

（証明書の記載事項）

第四条 法第五十八条第一項の主務省令で定める
事項は、次のとおりとする。

一 証明書の発行番号、頁及び発行年月日

二 証明書を発行した者の氏名又は名称及び
住所

三 製品試験等を依頼した者の氏名又は名称及
び住所

四 製品試験等を行つた鉱工業品又は電磁的記
録の名称、識別、特徴及び状態

五 製品試験等により得られた結果及びその
結果に付随する情報

六 製品試験等の方法及びそれに付隨する情報
並びに当該方法が定められている日本産業規
格の番号

七 製品試験を行つた鉱工業品が、受領から証
明書の発行までの時間の経過に伴つて形質に
変化を起し、製品試験により得られた結果
に影響を与える蓋然性が高い場合にあつて
は、当該鉱工業品の受領年月日及び実施年
月日

（立入検査の証票）

第五条 法第五十八条第一項の主務省令で定める
（証明書に対する標章）

（電子情報処理組織による手続の特例）

（證明書に対する標章）

（電子情報処理組織による手續の特例）

（證明書に対する標章）

（登録の更新の申請）

第六条 登録試験事業者は、法第五十九条第一項
の登録の更新を受けようとするときは、現に受
けている登録の有効期間が満了する日の五ヶ月
前に、様式第一による申請書に第二条第一項
各号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる事項
を除く。）を添えて、主務大臣に提出しなけれ
ばならない。ただし、既に主務大臣に提出して
いる同項各号の書類の内容に変更がないとき
は、その旨を申請書に記載して、当該書類の添
付を省略することができる。

第七条 法第六十条第二項の規定による届出をし
ようとする者は、様式第二による届出書を主務
大臣に提出しなければならない。この場合にお
いて、当該者は、その譲り受けた登録証を返納
しなければならない。

第八条 法第六十一条の規定による届出をしよう
とする登録試験事業者は、様式第三による届出
書を主務大臣に提出するとともに、その所持す
る登録証を返納しなければならない。

第九条 登録試験事業者は、法第六十三条の規定
により登録が取り消されたときは、遅滞なく、
その登録証を主務大臣に返納しなければなら
ない。

第十条 法第六十四条第二項において準用する法
第二十九条第二項に規定する証票は、様式第四
とする。

第十二条 電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣が告示で定める様式による書
面及び事實を証する書類（以下この条において
「書面等」という。）を機構に提出しなければな
らない。

第十三条 第二条から第九条まで並びに第十一条
及び第十二条の規定は、登録外國試験事業者に
準用する。この場合において、第二条第一項及
び第三条中「法第五十七条第一項」とあるのは
「法第六十六条第一項」と、第四条及び第五条
中「法第五十八条第一項」とあるのは「法第六
十六条第二項において準用する法第五十八条第
一項」と、第六条中「法第五十九条第一項」と
あるのは「法第六十六条第二項において準用す
る法第五十九条第一項」と、第七条中「法第六
十条第二項」とあるのは「法第六十六条第二項

いう。）と、この省令の規定による提出を行
者の使用に係る電子計算機（以下「提出用電子
計算機」という。）とを電気通信回線で接続し
た電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使
用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われたこの省令の規定に
よる提出は、機構用電子計算機に備えられたフ
ァイルへの記録がされた時に機構に到達したも
のとみなす。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用してこの省
令の規定による提出を行うときは、この省令の
規定にかかわらず、機構用電子計算機に備えら
れたファイルから入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

（識別番号等の通知）

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登
録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付
するものとする。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣から入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

（登録試験事業者の届出）

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登
録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付
するものとする。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣から入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

（登録試験事業者の届出）

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登
録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付
するものとする。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣から入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

（登録試験事業者の届出）

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登
録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付
するものとする。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣から入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

（登録試験事業者の届出）

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登
録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付
するものとする。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣から入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

（登録試験事業者の届出）

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登
録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付
するものとする。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣から入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

（登録試験事業者の届出）

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登
録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付
するものとする。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣から入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

（登録試験事業者の届出）

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登
録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付
するものとする。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣から入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

（登録試験事業者の届出）

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登
録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付
するものとする。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣から入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

（登録試験事業者の届出）

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登
録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付
するものとする。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣から入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

（登録試験事業者の届出）

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登
録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付
するものとする。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣から入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

（登録試験事業者の届出）

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登
録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付
するものとする。

3 この省令の規定により機構に提出をしようと
する者が、電子情報処理組織を使用して前条の規
定による提出をしようとする者は、あらかじ
め、経済産業大臣から入手可能な提出様式に記録す
べき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が
告示で定める基準に適合するものに限る。）か
ら入力しなければならない。

において準用する法第六十一条第一項」と、第八条中「法第六十一条」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第六十一条」とある条中「法第六十三条」とあるのは「法第六十九条中「法第六十三条」とある条中「法第六十三条」と読み替えるものとする。

附
目

附 則 (平成二年一月二九日厚生労働省・通商産業省・運輸省令第四号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
法律(平成九年法律第六号)の施行の日(平成九年九月二十六日)から施行する。

省・経済産業省・国土交通省令第一号
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成二六年九月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省）

第一条 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附則（平成一七年三月七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

附則（平成一七年六月五日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一〇号）この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第十一条及び第十二条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（鉱工業品及びその加工技術

2 係
別
省令様式第十四及び電磁的記録に係る日本産業規格に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第三を除く。次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記 様式第1（第2条第1項、第6条及び第13条関係）

1) 二つ目の用意は、大きさです。これは、必ずあります。日本は、世界で最も狭い国です。そのため、日本の車は、狭い道を走るために、車幅が狭い傾向があります。しかし、車幅が狭いと、車の操作性が悪くなることがあります。そのため、車幅が広い車を購入する場合は、車幅が狭い車を購入するよりも、車幅が広い車を購入する方が、車の操作性が良いです。

2) 二つ目の用意は、車の性能です。これは、必ずあります。日本は、世界で最も狭い国です。そのため、日本の車は、狭い道を走るために、車の性能が悪い傾向があります。しかし、車の性能が悪いと、車の操作性が悪くなることがあります。そのため、車の性能が良い車を購入する場合は、車の性能が悪い車を購入するよりも、車の性能が良い車を購入する方が、車の操作性が良いです。

3) 三つ目の用意は、車の外観です。これは、必ずあります。日本は、世界で最も狭い国です。そのため、日本の車は、狭い道を走るために、車の外観が悪い傾向があります。しかし、車の外観が悪いと、車の操作性が悪くなることがあります。そのため、車の外観が良い車を購入する場合は、車の外観が悪い車を購入するよりも、車の外観が良い車を購入する方が、車の操作性が良いです。

4) 四つ目の用意は、車の内装です。これは、必ずあります。日本は、世界で最も狭い国です。そのため、日本の車は、狭い道を走るために、車の内装が悪い傾向があります。しかし、車の内装が悪いと、車の操作性が悪くなることがあります。そのため、車の内装が良い車を購入する場合は、車の内装が悪い車を購入するよりも、車の内装が良い車を購入する方が、車の操作性が良いです。

5) 五つ目の用意は、車の安全装備です。これは、必ずあります。日本は、世界で最も狭い国です。そのため、日本の車は、狭い道を走るために、車の安全装備が悪い傾向があります。しかし、車の安全装備が悪いと、車の操作性が悪くなることがあります。そのため、車の安全装備が良い車を購入する場合は、車の安全装備が悪い車を購入するよりも、車の安全装備が良い車を購入する方が、車の操作性が良いです。

6) 六つ目の用意は、車の燃費です。これは、必ずあります。日本は、世界で最も狭い国です。そのため、日本の車は、狭い道を走るために、車の燃費が悪い傾向があります。しかし、車の燃費が悪いと、車の操作性が悪くなることがあります。そのため、車の燃費が良い車を購入する場合は、車の燃費が悪い車を購入するよりも、車の燃費が良い車を購入する方が、車の操作性が良いです。

7) 七つ目の用意は、車の価格です。これは、必ずあります。日本は、世界で最も狭い国です。そのため、日本の車は、狭い道を走るために、車の価格が悪い傾向があります。しかし、車の価格が悪いと、車の操作性が悪くなることがあります。そのため、車の価格が良い車を購入する場合は、車の価格が悪い車を購入するよりも、車の価格が良い車を購入する方が、車の操作性が良いです。

加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載する。

様式第2（第7条及び第13条関係）

様式第3(第8条及び第13条関係)

備考 1 この測定紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 とするものとし、
2 法人にあつては、申請書類の裏面に、法人登記

備考 1 は日本産業規格に付する。参考試験紙は、大きさが大きい。
4 こととし、試験紙の大きさを心をもつて測定する。
2 こととし、試験紙の大きさを心をもつて測定する。

樣式第4（第10条第1項関係）

は、項の告白で、規範を定め、第1項に、又は、4より多くある場合は、常に第1項の告白をせしむ。第1項に、告白をせしむる場合には、常に第1項の告白をせしむる。